

オンライン資格確認の開始について

個人番号を利用した所得情報の連携に基づく、オンライン資格確認の整備が進んでおります。それに伴い今後マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになる予定です。なお、組合の健康保険証および高齢受給者証については従来どおり発行・ご利用が可能です。「オンライン資格確認等システム」の本格的な運用は令和3年10月開始の見込みです。

オンライン資格確認では、**マイナンバーカードのICチップ**または**健康保険証の記号番号等**により、オンラインで資格情報の確認を行います。特にマイナンバーカードを利用することにより、**通院その他の場面**が便利になります！

マイナンバーカードの健康保険証利用メリット



○顔認証付きカードリーダーにより**受付が自動化**されます。

※対面の受付がなく**コロナ禍でも安心**！

○過去の**受診記録に基づいた診療・薬の処方**が受けられます。

※特定健診や薬の情報を一括**データ管理**！



○支払い窓口での**限度額以上の医療費の一時支払いが不要**になります。

※組合への**限度額適用認定申請も不要**！



その他のライフイベント等でのメリット

マイナンバーカードを利用すると通院時の他にも、例えば**引っ越しや結婚をしたばかりで新しい健康保険証が無い**、そんなときに受診が必要となると**一時とはいえ全額を負担するのは厳しい!**といった方にもメリットがあります。

○新しい医療保険者へ各種届出が手続き済みであれば、健康保険証が未発行であっても、マイナンバーカードで受診が可能になります。

※医療費が自己負担額のみで済むように!



また、マイナポータルからe-Taxに連携して確定申告が簡素化され、過去一年分の医療費の領収書を提出しなくても申告が可能になります。(領収書の保管義務は5年です)



○マイナポータルからの医療費情報等を活用することで、領収書の代わりとして申告に利用できます。

(令和3年所得税の確定申告から)

※マイナポータルからe-Taxへと情報連携できるので、オンラインで完結!

